

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第4792181号
(P4792181)

(45) 発行日 平成23年10月12日(2011.10.12)

(24) 登録日 平成23年7月29日(2011.7.29)

(51) Int.Cl.

F 1

B65D 21/08 (2006.01)
B65D 43/02 (2006.01)B 65 D 21/08
B 65 D 43/02

B

請求項の数 3 (全 7 頁)

(21) 出願番号 特願2001-253454 (P2001-253454)
 (22) 出願日 平成13年8月23日 (2001.8.23)
 (65) 公開番号 特開2003-63534 (P2003-63534A)
 (43) 公開日 平成15年3月5日 (2003.3.5)
 審査請求日 平成20年4月24日 (2008.4.24)

(73) 特許権者 391049448
 天馬株式会社
 東京都北区赤羽1丁目63番6号
 (74) 代理人 100075948
 弁理士 日比谷 征彦
 (72) 発明者 勝俣 貞治
 東京都北区赤羽1丁目63番6号 天馬株
 式会社内

審査官 戸田 耕太郎

(56) 参考文献 実開平06-010136 (JP, U)
 特開2001-114317 (JP, A)
 特開平10-175636 (JP, A)
 最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 物品収納箱

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

底板と側壁と該側壁の上端縁から側方に突出するフランジを備え物品を収納する合成樹脂製の箱体と、天板と該天板の周縁に設けた外側板と該外側板の内側に設けた当接部を備え前記箱体に被せる合成樹脂製の蓋体とから成る物品収納箱において、

前記箱体のフランジには高さ位置が異なる上位段部と下位段部とを有する複数の支持部を設け、

前記蓋体の外側板は前記箱体のフランジの外側に嵌合すると共に前記箱体の周辺部を覆い、

前記蓋体の当接部は、前記箱体の支持部と同数とし、前記箱体の側壁の内面に接する面

10

部と、前記支持部の上位段部又は下位段部に折一的に上方から当接する突起部とを有し、

前記箱体の側壁及びフランジは、前記蓋体の外側板と当接部の面部との間に接して位置し、

前記箱体に前記蓋体を第1の方向に向けて被せた際に、前記複数の当接部の突起部は前記複数の支持部の上位段部にそれぞれ当接し、

前記箱体に前記蓋体を前記第1の方向とは180度異なる第2の方向に向けて被せた際に、前記複数の当接部の突起部は前記複数の支持部の下位段部にそれぞれ当接するようにしたことの特徴とする物品収納箱。

【請求項 2】

前記箱体と前記蓋体の平面形状は矩形状とした請求項1に記載の物品収納箱。

20

【請求項 3】

前記蓋体の異なる高さ位置で、前記箱体、蓋体同士を連結する係止突起を前記箱体のフランジと前記蓋体の外側板にそれぞれ設けた請求項 1 又は 2 に記載の物品収納箱。

【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術分野】

本発明は、衣類等の物品を収納する箱体と、この箱体に被せる蓋体とから成る物品収納箱に関するものである。

【0002】

【従来の技術】

この種の物品収納箱の形状や材質は多種多様となっているが、平面長方形で合成樹脂製となっている場合が多い。そして、仕分けの容易さや搬送の容易さ等から、物品収納箱は薄型で積み重ねて使用できるようになっている。

【0003】

一方、マンション等の部屋の専有面積は狭い場合が多いので、その居住者の多くは部屋全体を有効に利用している。例えば、複数の物品収納箱を部屋の壁際に重ねて配置したり、ベッドの下に横に並べて配置したりしている。

【0004】

【発明が解決しようとする課題】

しかしながら、ベッドの下の空間の高さは一様ではないので、物品収納箱の高さが僅かでも高過ぎた場合には、物品収納箱をベッドの下に配置できないことがある。これに対し、物品収納箱の高さがベッドの下に容易に配置し得る高さである場合には、その物品収納箱とベッドとの間の空間が無駄になることが多い。

【0005】

本発明の目的は、上述の課題を解決し、高さを変更可能とすることにより、狭い空間に有効に対応し得る物品収納箱を提供することにある。

【0006】

【課題を解決するための手段】

上記目的を達成するための本発明に係る物品収納箱は、底板と側壁と該側壁の上端縁から側方に突出するフランジを備え物品を収納する合成樹脂製の箱体と、天板と該天板の周縁に設けた外側板と該外側板の内側に設けた当接部を備え前記箱体に被せる合成樹脂製の蓋体とから成る物品収納箱において、前記箱体のフランジには高さ位置が異なる上位段部と下位段部とを有する複数の支持部を設け、前記蓋体の外側板は前記箱体のフランジの外側に嵌合すると共に前記箱体の周辺部を覆い、前記蓋体の当接部は、前記箱体の支持部と同数とし、前記箱体の側壁の内面に接する面部と、前記支持部の上位段部又は下位段部に逐一的に上方から当接する突起部とを有し、前記箱体の側壁及びフランジは、前記蓋体の外側板と当接部の面部との間に接して位置し、前記箱体に前記蓋体を第1の方向に向けて被せた際に、前記複数の当接部の突起部は前記複数の支持部の上位段部にそれぞれ当接し、前記箱体に前記蓋体を前記第1の方向とは180度異なる第2の方向に向けて被せた際に、前記複数の当接部の突起部は前記複数の支持部の下位段部にそれぞれ当接するようにしたことを特徴とする。

【0007】

【発明の実施の形態】

本発明を図示の実施の形態に基づいて詳細に説明する。

図1は本発明の実施の形態の外観斜視図、図2は図1の中心線Aに沿って切断した拡大短縮断面図である。この実施の形態の物品収納箱は合成樹脂製とし、衣類等の物品を収納し得る平面長方形の箱体1と、この箱体1に被せ得る平面長方形の蓋体2とから構成している。そして、蓋体2の向きを反対にすることにより、蓋体2を箱体1に異なる高さ位置で被せ得るようにしている。なお、物品収納箱の短手方向を前後方向とし、長手方向を左右方向とした場合に、中心線Aは物品収納箱の前後の中心を結ぶ線とし、基線Bは物品収納

10

20

30

40

50

箱の左右の中心を結ぶ線としている。

【0008】

箱体1は四角筒を形成する側壁11～14と、これらの側壁11～14の下端縁側を閉じる底板15と、側壁11～14の上端縁から外方にそれぞれ突出するフランジ16～19（フランジ17は図示せず）とを有している。

【0009】

左右のフランジ18、19は、蓋体2を係止するための係止突起20、21を上下方向に間隔を置いてそれぞれ有している。係止突起20、21の前後方向の長さは任意とすることができるが、これらの係止突起20、21は箱体1の方向の基準として利用することができる。

10

【0010】

例えば、左方のフランジ18の上方の係止突起20は、中心線Aを含むように位置する1つの短い突条とすることができます。また、右方のフランジ19の上方の係止突起20は、中心線Aを挟むように位置する2つの短い突条とすることができます。そして、左右のフランジ18、19の下方の係止突起21は、それぞれ1つの長い突条とすることができます。

【0011】

ここで、蓋体2を異なる高さ位置で支持するために、箱体1の前後のフランジ16、17には例えれば3つの支持部22をそれぞれ設け、左右のフランジ18、19には例えれば2つの支持部22をそれぞれ設けている。これらの支持部22は中心線Aに関して対称に設けていると共に、基線Bに関して非対称に設けている。

20

【0012】

図3は箱体1の例えば前方のフランジ16に設けた1つの支持部22の部分拡大斜視図である。この支持部22には蓋体2を高い位置に支持する上位段部22aと、蓋体2を低い位置に支持する下位段部22bとをそれぞれ設け、その他の支持部22も同様としている。

【0013】

そして、前後のフランジ16、17に沿って位置する3つの支持部22のうち、中央の支持部22の上位段部22aの中心位置は基線Bから右方に距離Cだけ偏心させ、下位段部22bの中心位置は基線Bから左方に距離Cだけ偏心させている。また、両側の支持部22は中央の支持部22に対して等距離で設けている。

30

【0014】

一方、蓋体2は箱体1のフランジ16～19の外側に嵌合する外側板31～34と、これらの外側板31～34の上端縁側を閉じる天板35とを有している。左右の外側板33、34の内面には、箱体1の係止突起20、21と係合可能な係止突起36をそれぞれ設けている。

【0015】

そして、蓋体2の天板35には、蓋体2を箱体1に被せた際に、箱体1の全ての支持部22の上位段部22a又は下位段部22bにそれぞれ当接する当接部37を設けている。これらの当接部37は中心線Aに関して対称に設けていると共に、基線Bに関して非対称に設けている。

40

【0016】

図4にも示すように、当接部37は箱体1の上位段部22a又は下位段部22bの上面に当接するコ字形状の突起部37aと、この突起部37aから側方に延在して箱体1の側壁11～14の内面に当接する面部37b、37cとを有し、これらの面部37b、37cは蓋体2のがたつきを防止するようになっている。

【0017】

なお、蓋体2の外側板31、32に沿って位置する3つの当接部37のうち、中央の当接部37の突起部37aの中心位置は、基線Bから右方に上述と同様な距離Cだけ偏心させている。また、両側の当接部37は中央の当接部37に対して等距離で設けている。そして、右端の当接部37の面部37cは、右方の外側板34に沿って位置する当接部37

50

との干渉を避けるために幅を狭くしている。

【0018】

蓋体2を箱体1に高い位置で被せる際には、図5に示すように蓋体2を上述と同様な向きに保持して箱体1に被せる。これにより、蓋体2の全ての当接部37の突起部37aが箱体1の全ての支持部22の上位段部22aにそれぞれ当接すると共に、全ての当接部37の面部37b、37cが箱体1の側壁11～14の内面にそれぞれ当接する。同時に、蓋体2の係止突起36が箱体1の上方の係止突起20と係合する。なお、蓋体2を取り外す際には、蓋体2の左右の外側板33、34を外方に撓ませながら、蓋体2を上方に持ち上げればよい。

【0019】

蓋体2を箱体1に低い位置で被せる場合には、図6に示すように蓋体2を水平方向に180度回転して箱体1に被せる。これにより、蓋体2の前後の外側板31、32と左右の外側板33、34がそれぞれ逆方向に位置する。そして図7にも示すように、蓋体2の全ての当接部37の突起部37aが箱体1の全ての支持部22の下位段部22bにそれぞれ当接すると共に、全ての当接部37の面部37b、37cが箱体1の側壁11～14の内面にそれぞれ当接する。同時に、蓋体2の係止突起36が箱体1の下方の係止突起21と係合する。

【0020】

この実施の形態では、箱体1のフランジ16～19に支持部22を10個所に設けると共に、蓋体2の天板35に支持部22と同数の当接部37を設け、支持部22には高さ位置の異なる上位段部22aと下位段部22bを設け、箱体1に蓋体2を被せた際に、全ての当接部37が全ての支持部22のうちの同じ高さ位置の上位段部22a又は下位段部22bにそれぞれ当接するようにしたので、蓋体2の高さ位置を変更することが可能となり、狭い空間に有効に対応することができる。

【0021】

以上本発明を好ましい実施の形態について説明したが、本発明は特許請求の範囲を逸脱することなく多様に変形できることは云うまでもない。例えば、箱体1と蓋体2の平面形状を長方形としたが、蓋体2の向きを変えて箱体1に被せ得るのであれば、その他の形状としても支障はない。

【0024】

【発明の効果】

以上説明したように本発明に係る物品収納箱は、箱体の側壁の支持部には高さ位置の異なる2つの段部を設け、箱体に蓋体を被せた際に、蓋体の複数の当接部と上位段部又は下位段部とがそれぞれ当接し、箱体に蓋体を向きを変えて被せた際に、複数の当接部が下位段部又は上位段部とそれぞれ当接するようにしたので、蓋体の向きに応じて蓋体の高さ位置を変更することが可能となり、狭い空間に有効に対応することができる。また、箱体と蓋体との間のがたつきもなく、当接機構が外部から見えることもない。

【図面の簡単な説明】

【図1】本発明の実施の形態の外観斜視図である。

【図2】図1の中心線Aに沿って切断した拡大短縮断面図である。

【図3】支持部の部分拡大斜視図である。

【図4】支持部の上位段部に当接部が当接した状態の部分拡大斜視図である。

【図5】蓋体を箱体に高い位置で被せた状態の拡大短縮断面図である。

【図6】蓋体を箱体に低い位置で被せた状態の拡大短縮断面図である。

【図7】支持部の下位段部に当接部が当接した状態の部分拡大斜視図である。

【符号の説明】

1 箱体

2 蓋体

11～14 側壁

15 底板

10

20

30

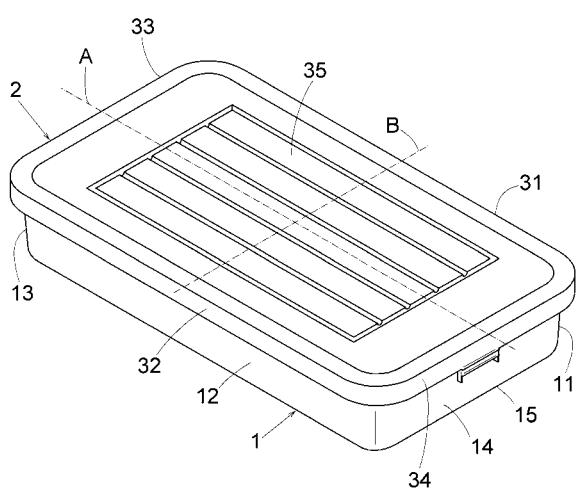
40

50

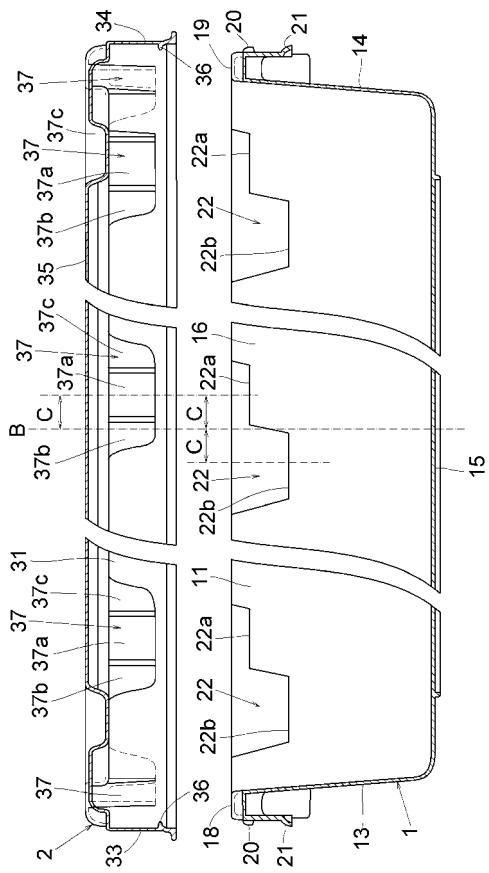
1 6 ~ 1 9 フランジ
 2 0、2 1、3 6 係止突起
 2 2 支持部
 2 2 a 上位段部
 2 2 b 下位段部
3 1 ~ 3 4 外側板
 3 5 天板
 3 7 当接部
 3 7 a 突起部
 3 7 b、3 7 c 面部
 A 中心線
 B 基線

10

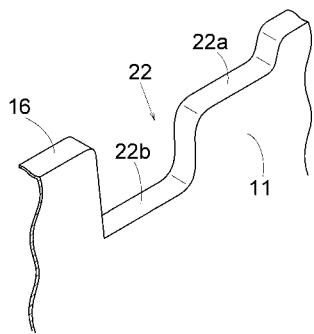
【 四 1 】



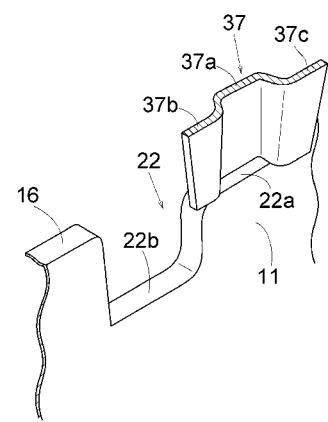
【 図 2 】



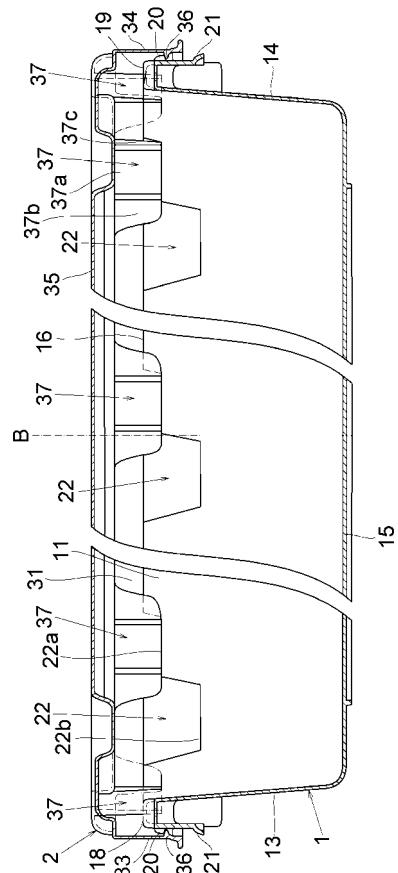
【図3】



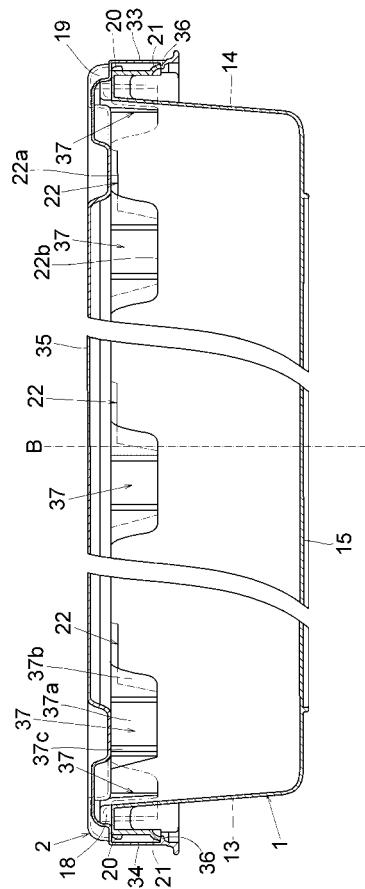
【図4】



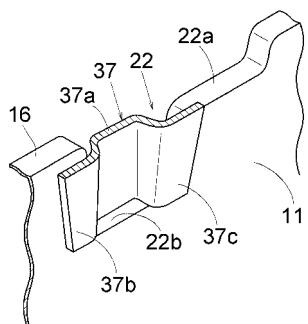
【 図 5 】



【図6】



【 図 7 】



フロントページの続き

(58)調査した分野(Int.Cl. , DB名)

B65D 21/08

B65D 43/02